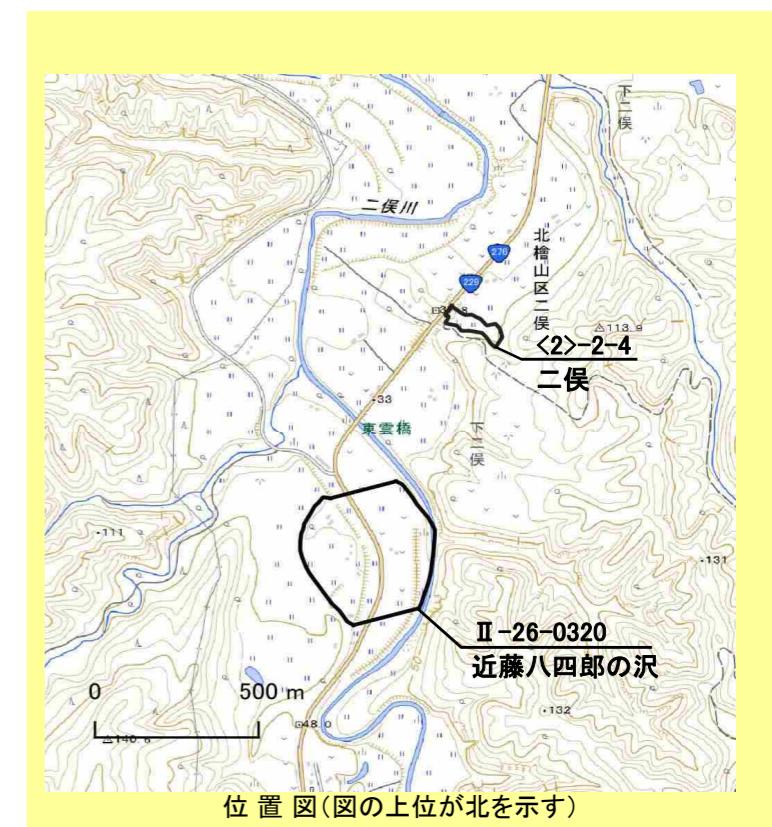
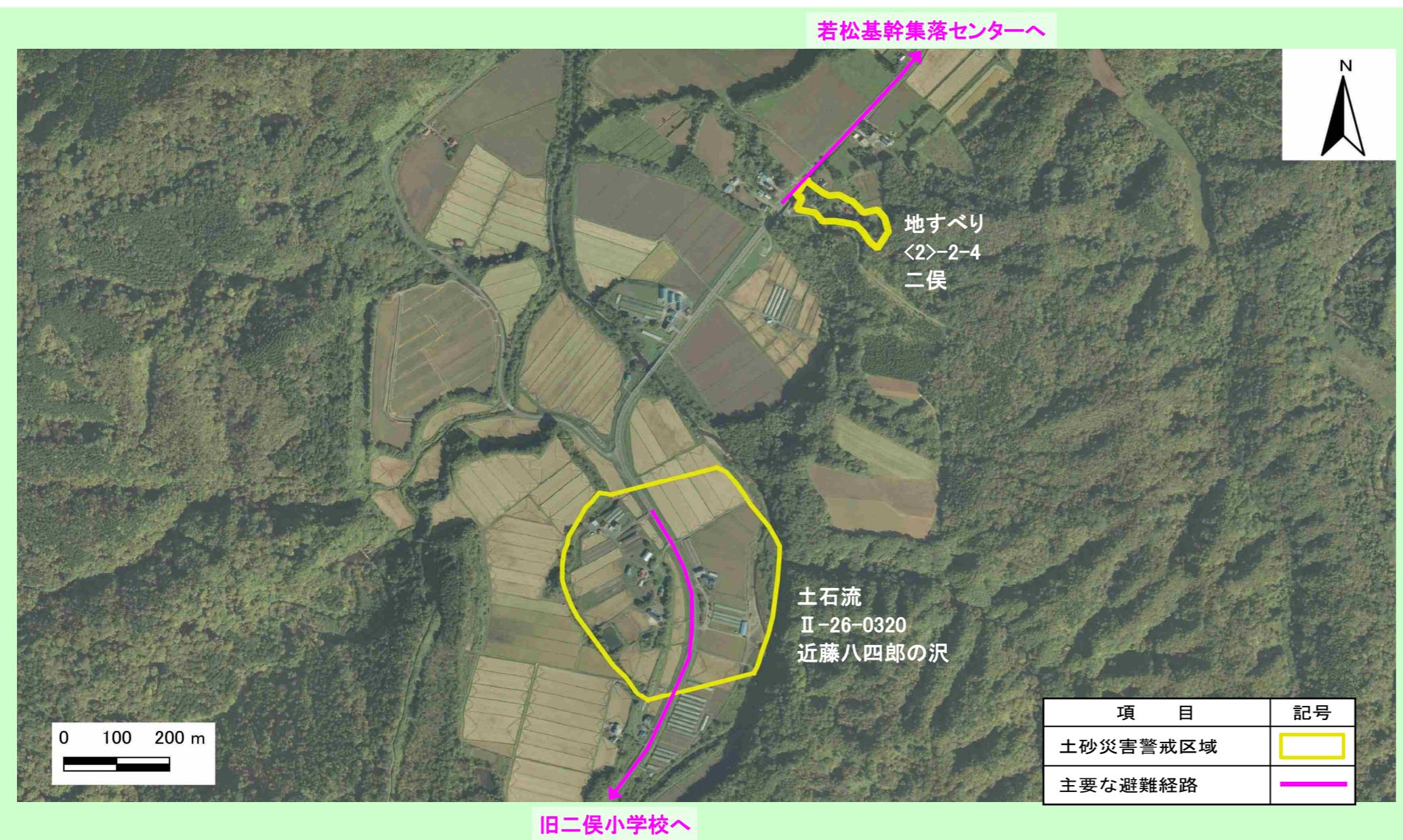


# せたな町北檜山区二俣地区 土砂災害ハザードマップ

令和4年1月に土砂災害警戒区域に指定されました！

作成年月：令和4年2月  
発行元：せたな町役場 総務課



## 避難の心得

- 避難指示等があった場合は、速やかにその指示に従いましょう。
- 隣近所の人たちに声を掛け合って、集団で避難しましょう。
- 避難する前にガスの元栓は閉め、電気器具のスイッチ、電気のブレーカーを切っておきましょう。
- テレビ、ラジオなどの災害情報をよく聞き、あわてず落ち着いて行動しましょう。

土砂災害警戒区域に指定されると・・・・  
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。  
※土砂災害警戒区域の近くにお住まいの方は、大雨のときは警戒避難が必要となりますので注意してください。  
※また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。



土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけましょう！

## 【緊急連絡先】

- せたな町役場総務課 (Tel. 0137-84-5111)
- 渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所 (Tel. 0137-82-0309)
- 避難場所：旧二俣小学校 (Tel. なし)  
若松基幹集落センター (Tel. 0137-85-1095)

## 【土砂災害に関するお問い合わせ】

渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所 (Tel. 0137-82-0309)